

# 第3次那須塩原市総合計画策定支援業務委託 仕様書

## 1 業務名称

第3次那須塩原市総合計画策定支援業務委託

## 2 業務実施の目的と背景

本市は令和7年3月に、本市に関わるすべての人々と共有したいコンセプトとして、パーパス「好きを、編む。」を策定した。

パーパスは、行政運営や各種アクションの最上位概念に位置づけられており、全ての動きの目的となるものとしている。

今般、第2次那須塩原市総合計画の計画期間満了に伴い、第3次那須塩原市総合計画を策定することとなった。

第2次那須塩原市総合計画については、伝統的な10年の基本構想、5年の基本計画、2年の実施計画という三層構造となっているが、5年の基本計画で施策が縛られてしまい、変化の激しい現代社会への対応が難しい現状がある。また、市職員が総合計画を参照する機会が極端に少なく、記載内容も既存の事業を集約した総花的な計画となっており計画そのものが形骸化している。

このような現状から、第3次那須塩原市総合計画の策定に当たっては前述のパーパスを計画に反映し、真に住民の福祉向上に資する計画とするため、総合計画のあり方について、再度見直し、現行計画とは大きく異なる総合計画の策定を目指している。また、策定手法についても従前と異なる方法を検討している。

具体的な策定方針は次のとおりである。

### 【基本構想策定フェーズ】

- これまでの本市の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造で構成されていたが、これを基本構想及び実施計画の二層構造に変更し、機動的な施策の実施を可能にする。
- 基本構想策定は、真に住民の福祉向上に資する施策形成が可能となるように、パーパスに基づき、「人起点」で住民が自分自身も気づいていないような欲求(インサイト)を見つけ出し、そこから市の長期的なビジョンを導き出す。
- 行政運営にデザインアプローチの考え方を導入し、住民のインサイト起点の施策形成を推進する。

## 【実施計画策定フェーズ】

- 市が自治体として当然に行う義務的な事業ではなく、市の付加価値の向上に寄与する事業(以下、「価値創造事業」という。)を記載することで施策の優先度を明確にする。
- インサイトと客観的なデータを結びつけるロジックモデルを確立し、施策形成と施策評価を適切に行うことで、常に最善の施策を考え続けるアジャイルな行政経営を可能にする。

本業務は、本市の中堅・若手職員による庁内の策定チーム及び企画政策課が主体となって素案を作成するプロセスに対し、行政デザイン、EBPM、組織変革等の高度な専門知を有するパートナーが伴走し、支援することで、本市の第3次那須塩原市総合計画策定プロジェクトを成功に導くことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで（※債務負担行為に基づく複数年契約）

## 4 履行場所

那須塩原市ほか

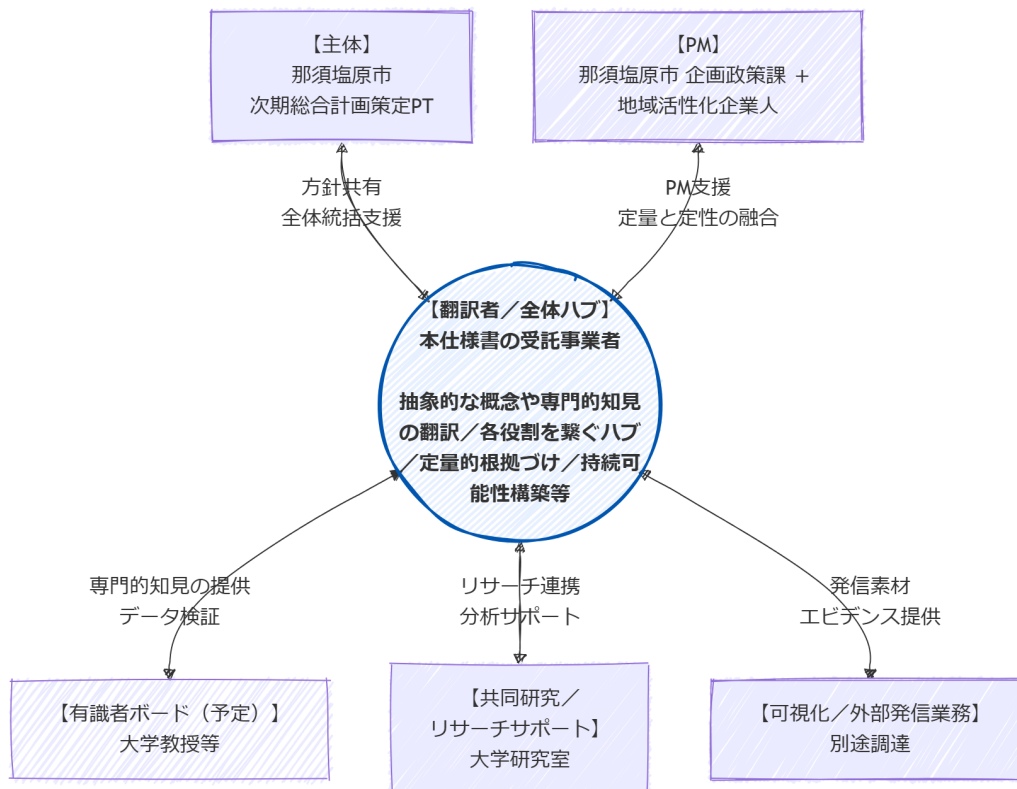
## 5 業務内容

受託者は、市が別途調達する発信業務の受託業者及び外部専門家(大学等)との緊密な連携を前提として業務を遂行すること。

なお、市が招聘する外部専門家を基本としつつ、受託者が独自の専門家を交えた体制や連携方法を組み合わせて提案することを妨げない。ただし、受託者が独自の専門家を登用する場合は市が招聘した外部専門家と意見の整合や関係性に十分配慮すること。なお、これらに要する一切の経費は、本委託料の範囲内とする。

本業務は、住民や外部専門家から広く材料を収集するプロセスを支援するものであるが、最終的な計画への反映(意思決定)は市が責任を持つ。受託者は、調査によって引き出された住民のインサイトや外部専門家が提示する抽象的な概念・専門的知見等を市職員が理解し、思考と議論を深めることができるように翻訳・構造化する高度な「翻訳者」としての役割を果たすこと。

## 【参考】体制図(案)



### (1) 基本構想策定支援

- デザインアプローチを用いた市民の深層心理(インサイト)を発掘するための調査設計・実施支援
  - 当該業務で行う住民等へのインタビュー(8回程度)の設計を支援するとともに、インタビューへの同席(オンライン可)、録音・文字起こし及びインサイトの分析・構造化
  - 庁内策定チームと共同作業として実施し、分析・構造化手法の習得を促す
- 市が実施する統計データ分析(人口推計・財政分析等)の結果と、インサイト調査で得られた知見を接合し、EBPMの根拠として構造化する作業
- 関係者を繋ぐハブとなり、市が実施するプロジェクトマネジメントを支援

### (2) 計画策定プロセスの品質担保

#### 【令和8年度:基本構想フェーズ】

- 庁内策定チーム・企画政策課との定例会への参加と議論支援(月1回程度、年間約12回)(原則現地参加を想定)

- 那須塩原市総合計画審議会(年3回)に向けた資料作成支援・論理構築・議事録作成(原則現地参加を想定)
- 庁内策定チームが作成する計画素案へのEBPM・ロジックモデルの観点からのレビュー
- 庁内策定チームが作成する計画素案について、パーパス及びインサイト分析との整合性を確認し、乖離している箇所を具体的に指摘すること。
- 外部専門家(大学等)の知見を行政実務の言語に翻訳・資料化

#### 【令和9年度:実施計画フェーズ】

- 価値創造事業の選別手法の提示と、企画政策課による選別作業のサポート
- 実施計画をローリングさせていくために必要な事業評価の手法提示
- 方向性確認協議(3役等を想定)
- 策定した基本構想との整合性チェック

#### (3) 自走化のための仕組みづくり(令和8年度末～令和9年度)

- 実践を通じて確立した手法を以下の形で言語化・ツール化する。庁内策定チームが実際に使用した経験をベースに作成し、市単独で運用できる水準とすること。
- 言語化・ツール化に当たっては、実際に利用する庁内組織(企画政策課や各事業担当課等)の目的を理解し、業務内容や担当者のスキルレベルに応じて設計すること。また、そのための協議プロセスを設けること。
- ツール一式(Excel/GoogleスプレッドシートのAppsScript等)  
※これらは例示であり、実際に納品するツールについては、市と協議のうえ決定するものとする。
  - インサイト発掘・分析ワークシート(インタビュー内容を入力するとインサイトが整理される)
  - 投資判断スコアリング表
  - 事業評価・リフレクションシート
- マニュアル一式  
※これらは例示であり、実際に納品するマニュアルの種類及び構成については、市と協議のうえ決定するものとする。
  - 価値創造事業の選別・評価基準マニュアル
  - 基本構想に基づく価値創造事業の策定マニュアル
  - ツールのメンテナンスマニュアル及び設計書

※ツールの保守・改修は市が行う前提とする。受託者は納品時にメンテナンスマニュアル及び設計書を合わせて提出すること。

#### (4) その他(提案業務)

その他、本業務委託に係るプロポーザルにおいて、企画提案書の記載事項を実施すること。

### 6 業務の進め方

- 受託者は、単なる会議の進行やスケジュール管理に留まらず、外部専門家(大学等)が提示する先進的な知見や概念を、本市の財政状況踏まえ課題解決に繋がる具体的な施策や事業へと落とし込んでいくための論点整理を行うなど、翻訳者・接合者としての役割を念頭に置いて進行管理を行うこと。
- 市が維持管理・運用するオンラインコミュニティ(Slack活用を想定)に参加し、定期的に意見の傾向を確認すること。
- 計画の構築と表現・可視化を一致させるため、市が別途調達する発信業務の受託者とインサイト調査の段階から定例会議等を通じて密に情報共有を行いながら業務を推進すること。

### 7 業務スケジュール

#### 【令和8年度:基本構想フェーズ】

- 契約締結後～秋頃 : インタビュー設計・実施・分析(最大8回)
- 通年 : 庁内定例会(月1回程度)
- 年3回予定 : 那須塩原市総合計画審議会支援(資料作成・議事録)
- 令和8年度末 : 基本構想完成・インサイト分析報告書納品

#### 【令和9年度:実施計画フェーズ】

- 令和9年4月～ : 価値創造事業選別手法の提示・市による選別作業への助言
- 随時 : 方向性の確認(頻度は市と協議)
- 令和9年12月 : 実施計画完成・マニュアル・ツール一式納品

### 8 成果品の提出

- 基礎調査及びインサイト分析報告書
- 行政経営ツールキット(インサイト発掘・分析ワークシート、投資判断スコアリング表、事業評価・リフレクションシート)
- 価値創造事業選別・評価基準マニュアル
- 基本構想に基づく価値創造事業の策定マニュアル
- ツールのメンテナンスマニュアル及び設計書

- 計画策定プロセスを通じて作成した各種記録・報告書
- 上記成果物の編集可能な電子データ(Word、Excel等)

※本冊のデザイン・ビジュアルイズについては、市が別途調達する発信業務の受託者と連携すること。

## 9 支払条件

部分払、精算払（年度毎に当該年度の履行分を支払う）

## 10 業務体制

業務全般の管理等を行う業務主任者をおくものとする。

## 11 その他

### 1. 法令等の順守

受託者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 2. 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、本書に明記の無いものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 3. 秘密の保持

本業務を通じて知り得た外部専門機関との連携内容、及び非公表の検討事項については、市の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。なお、契約終了後も同様とする。

### 4. 成果品の帰属

成果品(生データ、ワークシート、ロジックモデル等を含む)は全て市に帰属し、市はこれらを自由に改変・活用できるものとする。また、受託者は成果品を市の承諾なしに第三者に貸与、公表してはならない。

### 5. その他

受託者は、本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

## 12 担当課

那須塩原市企画部企画政策課